

1.1.1 目録システム用文字セットと目録用言語

1.1.1A〔目録システム用文字セット〕

目録システムにおいて使用可能な文字セット(目録システム用文字セット)は、次のとおりである。

「JIS X 0221」(以下「X0221」)に依拠した文字・記号

ただし、日本の規格の代表字体があるものは、「JIS X 0208」(以下「X0208」)の包摂規準を適用する。

したがって、原規格分離により、「X0208」で包摂されていたものが「X0221」で分離した文字についても、「X0208」の包摂を優先する。

1.1.1B〔目録用言語〕

目録用言語の選択は、データ登録の際準拠すべき目録規則に従う。

ただし、図書書誌データにおいては、システム登録や流用入力等、異なる目録規則が適用されている書誌データを利用する場合、この限りではない。

それぞれのデータと目録用言語の関係は、次のとおりである。

- 1) 和図書書誌……………日本語
- 2) 洋図書書誌……………英語
- 3) 和逐次刊行物書誌……………日本語
- 4) 洋逐次刊行物書誌……………英語
- 5) 著者名典拠(日本語, 中国語, 韓国・朝鮮語の名称)……………日本語
- 5)' 著者名典拠(上記以外の言語の名称)……………英語(又は日本語)
- 6) 著作典拠(日本語, 中国語, 韓国・朝鮮語の名称)……………日本語
- 6)' 著作典拠(上記以外の言語の名称)……………英語(又は日本語)
- 7) 所蔵(図書/雑誌)……………各参加組織が定めた言語

和書誌データ、及び日本語, 中国語, 韓国・朝鮮語の名称の典拠データにおいては、目録用言語として日本語を用いる。

洋書誌データにおいては、目録用言語として英語を用いる。

日本語, 中国語, 韓国・朝鮮語の名称以外の典拠データにおいては、目録用言語として英語を用いることを原則とする。

所蔵データにおいては、目録用言語は、各参加組織が自由に定める。

1.1.1C(選択事項)

日本語、中国語、韓国・朝鮮語の名称以外の典拠データにおいて、目録用言語として日本語を用いることができる。

目録用言語として日本語を用いるか否かは、各参加組織が自由に選択する。

1.1.2 転記の原則

1.1.2A〔書誌データ〕

次のフィールドにおいては、目録システム用文字セットを用い、目録対象資料に表記されている文字種によってデータ記入を行うことを原則とする。

- 1) TR (タイトル及び責任表示に関する事項)
- 2) ED (版表示に関する事項)
- 3) PUB (出版等に関する事項)
- 4) VLYR (順序表示 (巻次・年月次) に関する事項)
- 5) PTBL (書誌構造リンク)

上記以外のフィールドにおいては、目録用言語を用いてデータ記入を行う。また、必要に応じて、目録システム用文字セットに含まれる全文字種を使用することができる。

ただし、特定のコードフィールドにおいては、規定のコードのみを記入する。

1.1.2B〔典拠データ〕

次のフィールドにおいては、目録システム用文字セットを用い、データ記入の拠り所となった資料に表記されている文字種によってデータ記入を行うことを原則とする。

- 1) HDNG (典拠形アクセス・ポイント)
- 2) SF (から見よ参照形)
- 3) SAF (からも見よ参照形)

上記以外のフィールドにおいては、目録用言語を用いてデータ記入を行う。また、必要に応じて、目録システム用文字セットに含まれる全文字種を使用することができる。

ただし、特定のコードフィールドにおいては、規定のコードのみを記入する。

1.1.2C〔所蔵データ〕

それぞれのフィールドにおいては、目録用言語を用いてデータ記入を行う。また、必要に応じて、目録システム用文字セットに含まれる全文字種を使用することができる。

ただし、特定のコードフィールドにおいては、規定のコードのみを記入する。

1.1.2D〈例外規定〉

次の事項については、上記の転記の原則にかかわらず、それぞれの項に示した方法によってデータ記入を行う。

- (1) 外字

目録システム用文字セットに含まれない文字種等については、外字として扱う。(→「目録情報の基準 第6版」11.2)

(2) 書体・字体

目録システム用文字セットに含まれる文字種については、同一文字種における書体の違い、及び字形の違いは一切無視する。

1.1.2E 《注意事項》

E1

たとえ「目録規則」に示された「転記の原則」に適用されていても、目録システム用文字セットに含まれない文字を用いてデータ記入を行ってはならない。

E2

たとえクライアントからの入力が可能であっても、目録システム用文字セットに含まれない文字を用いてデータ記入を行ってはならない。

1.1.3 記号の表記法

1.1.3A 〈原則〉

目録システム用文字セットに含まれる記号については、転記の原則に従い、当該記号を用いてデータ記入を行う。(→ 1.1.2 転記の原則)

目録システム用文字セットに含まれない記号については、外字として扱う。(→ 「目録情報の基準 第6版」11.2)

1.1.3B 〈例外規定〉

以下の記号については、上記の原則にかかわらず、それぞれの項に示した方法によってデータ記入を行う。

(1) 不等号(< >)

次のフィールドにおいては、不等号は使用しない。代わりに、和書においてはかぎ括弧(「」)、洋書においてはダブルクォーテーション(””)を使用する。

- 1) TR (書誌)
- 2) AL (書誌)
- 3) PTBL (図書書誌)
- 4) UTL (図書書誌)
- 5) HDNG (典拠)
- 6) SAF (典拠)

(2) ダッシュ(—)

すべてのフィールドにおいて、ダッシュは使用しない。代わりに、ハイフン 2 つ(- -)を使用する。

1.1.3C 〈注意事項〉

不等号は、データ ID を識別するための区切り記号として使用される場合がある。(→ 1.0.2 データ要素間の区切り記号)

目録対象資料(及びデータ記入の拠り所となった資料)に表記されている文字種が不等号であっても、上記〈例外規定〉に示されたフィールドにおいては、決して、不等号を不等号としてデータ記入を行ってはならない。